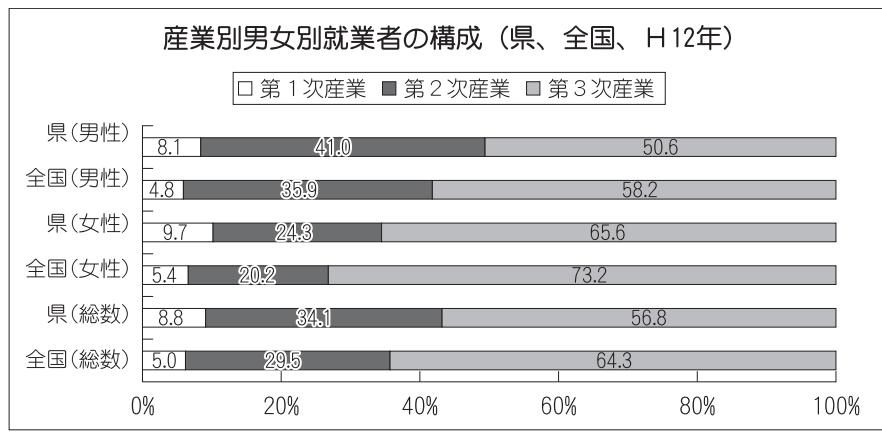
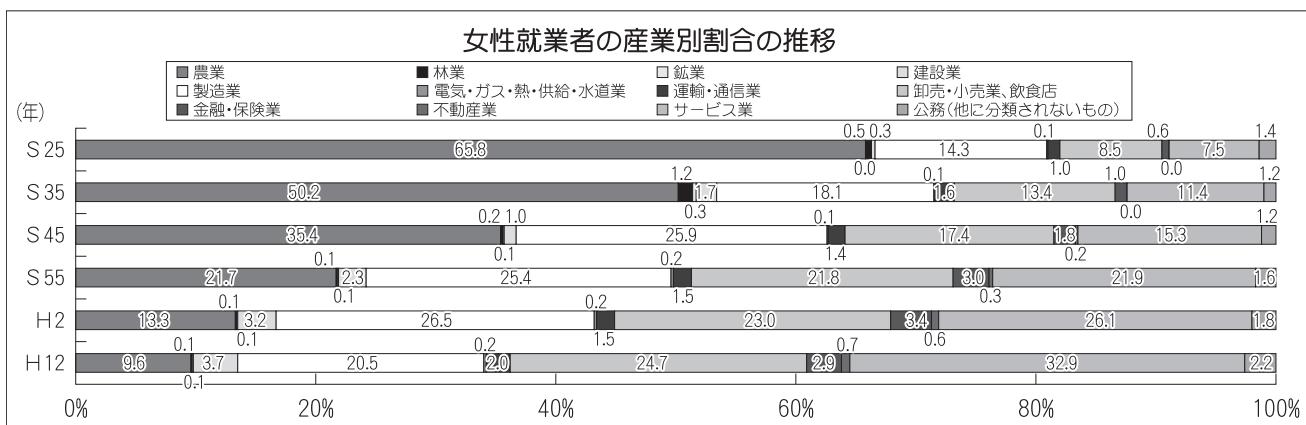


山梨県は、全国の数値と比較して、第1次産業、第2次産業の割合が多くなっています。

更に、女性の産業別割合をみてみると、昭和25年には「農業」が65.8%を占めていたが、平成12年には、「製造業」「卸売・小売業・飲食店」「サービス業」で78.1%を占めています。



(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)



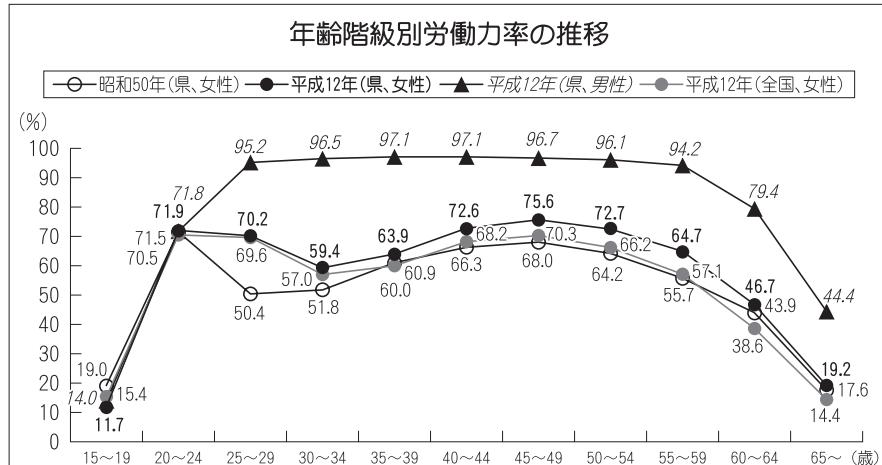
(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

25～29歳の女性の労働率は、昭和50年50.4%が平成12年には70.2%と大きく上昇しましたが、30～34歳の女性は7.6%上昇したに止まり、依然としてM字カーブを描いています。

全国の数値をみても同様となっています。

#### ※労働率

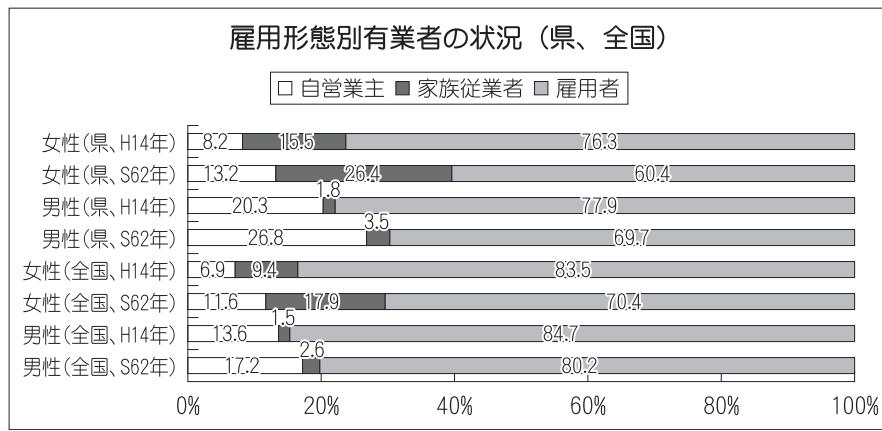
15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合



(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

昭和62年と比較すると、男女とも「雇用者」の割合が増加しています。

また、「自営業主」と「家族従業者」の割合でみると、男性は「自営業主」、女性は「家族従業者」の割合が高くなっています。

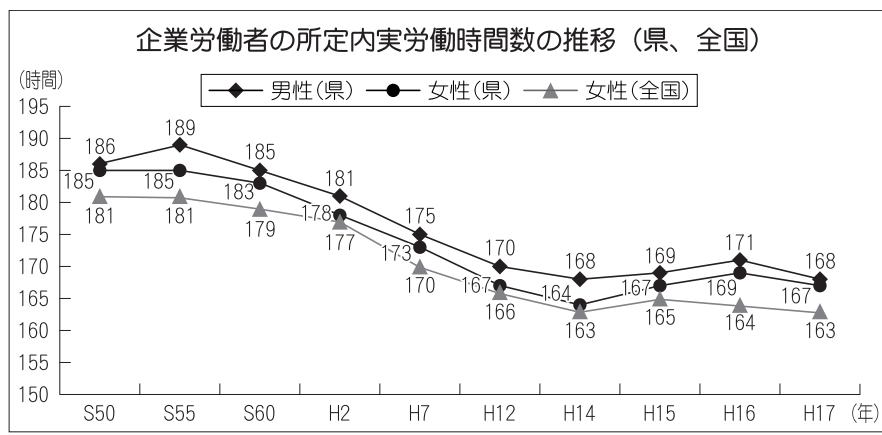


(資料：総務省統計局「就業構造基本調査報告」)

本県、全国ともに減少傾向にありました。しかし、本県は、H15年、H16年と微増傾向にあります。

※労働者一人あたりの1ヶ月間の平均値

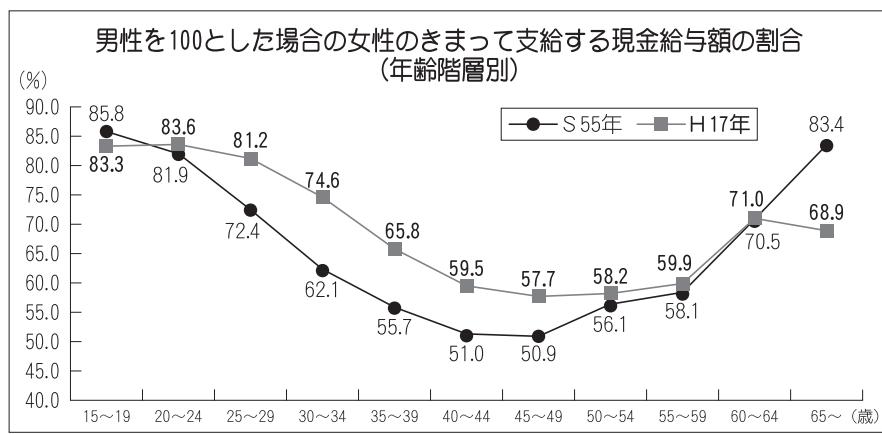
※所定内実労働時間数 = 総実労働時間(実際に労働した時間) - 超過実労働時間(就業規則等で定められた時間以外に実際に労働した時間数)



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

昭和55年と比較すると、「15~19歳」と「65歳以上」の外は、男性に近づいていますが、35歳から59歳までは、男性の7割以下となっています。

※「きまって支給する現金給与額」とは、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によりその月分として支給される控除前の現金給与額

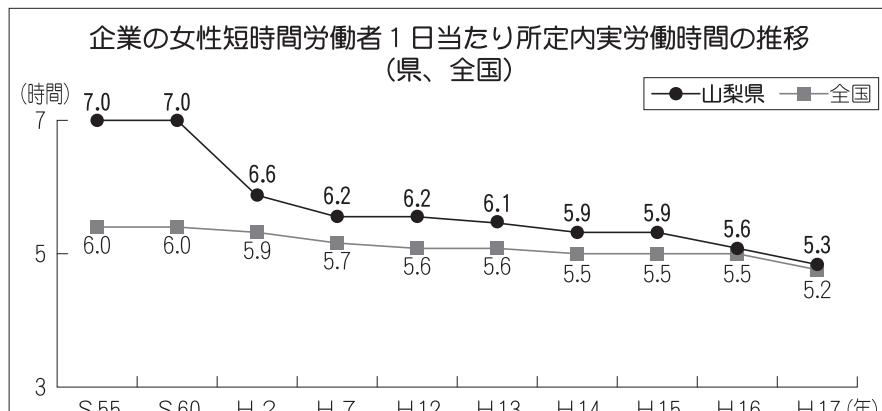


(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

本県は、一日当たりの所定内実労働時間が全国より長い傾向がありました。しかし、平成16年から全国と同程度になっています。

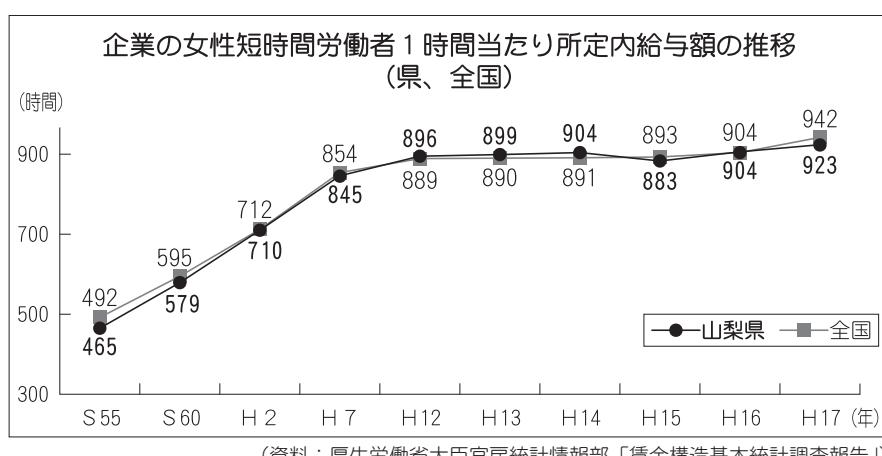
※「短時間労働者」は、平成16年調査まで「パートタイム労働者」として調査していたものと定義は同じ

※「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般的な労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般的な労働者よりも少ない労働者



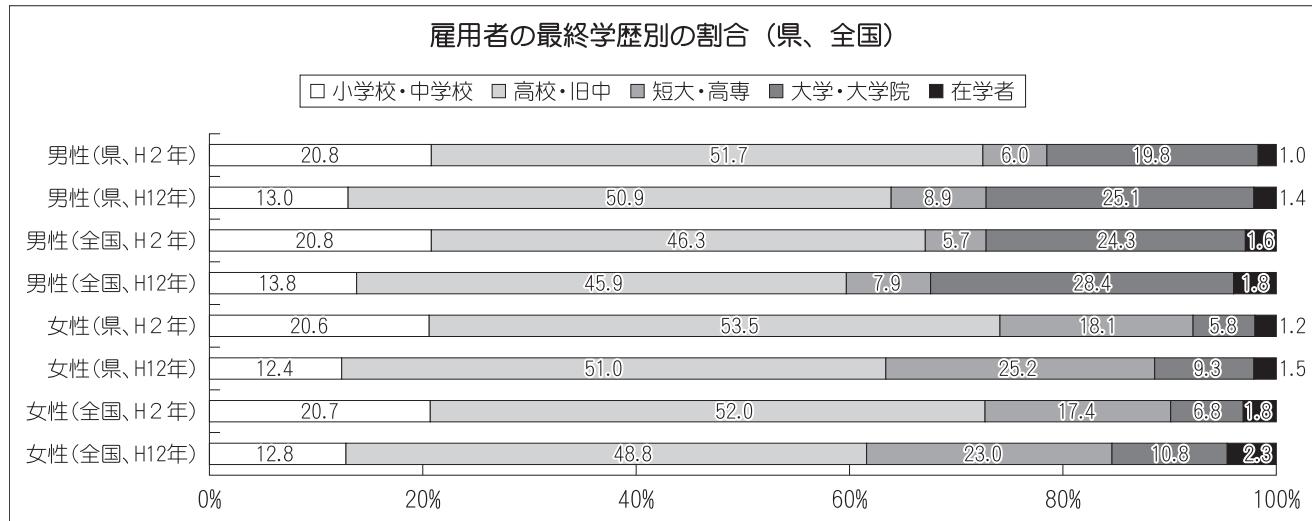
(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

一日当たりの所定内給与額は、平成15年微減しましたが、平成16年は微増に転じ、平成17年は、全国より低いものの増加しています。



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

男性、女性ともに平成2年と比較して、「大学・大学院」の割合が増加していますが、依然として女性は「大学・大学院」より、「短大・高専」の割合が多い状況となっています。全国の数値も同様の状況です。



(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)